

午前10時29分開会

○岩田委員長 おはようございます。ただいまから公共施設調査・整備特別委員会を開会いたします。着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。指導課長が出張公務のため欠席です。

本日の日程及び資料をサイドブックに掲載するとともに、紙資料を希望された委員にお配りしています。

報告事項が1件あります。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

報告事項（1）子どもの遊び場・校庭開放実施箇所について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。それでは、子どもの遊び場・校庭開放実施箇所につきましてご説明をさせていただきます。資料は、教育委員会資料ということで1枚目と、あと、三枚ものの資料になってございますが、2枚目が「公園、児童遊園、広場配置図」、3枚目が「オープンスペースの分布」というところでご用意をさせていただいているところでございます。

前回の委員会でご要望を頂いておりました、こういった子どもの遊び場など、現状やっているもの、また資源となり得るようなものとして「公園、児童遊園、広場配置図」でありますとか、また公開空地の状況ということで、この三枚ものの資料を、地図に落とししたものであるということでご用意をさせていただいたものでございます。

それでは、1枚目の教育委員会資料1をご覧いただければと思います。子どもの遊び場・校庭開放の実施箇所ということで、地図に落とし込ませていただいたものでございます。赤字というか、赤いポイントで示しておりますのが現状子育て推進課のほうで行っております子どもの遊び場事業というところの状況、これを載せさせていただいております。こちらは、公共施設などを、まあ、公園とかそういったところを、一定の時間、区切りまして、安全管理をしながら、ボール遊びなどを子どもが行えるような時間帯を設けてやっているという状況のものでございます。

で、灰色の網かけのところは校庭開放の実施箇所ということで地図に落とさせていただいております。こちら、小学校でございますが、8校で、学校行事がないときに子どもさんに校庭を開放しているという状況になっているところでございます。

2枚目でございます。「公園、児童遊園、広場配置図」というところで、こちらは1回目の公共施設特別委員会のほうに環まちさんのほうから提供いただいている資料でございますが、今回、参考資料ということで、こちら、再掲にはなりますがご用意をさせていただいたというところでございます。

3枚目でございます。「オープンスペースの分布」というところでございまして、こちらは千代田区緑の基本計画というところから抜粋をしたところになりまして、赤ポチになっておるところが公開空地の状況ということで示させていただいております資料になります。こちら、道路公園課さんから頂きました資料ということで、こちら、参考資料というところにつけさせていただいております。

1枚目の資料が、現状、子どもの遊び場として、遊び場事業と校庭開放ということで実施をしておるもので、2枚目、3枚目につきましては、今後、遊べるスペースになり得るのではないかとこのところの資源というところで、参考資料としてつけさせていただいているところでございます。

雑駁ではございますが、ご説明につきましては以上でございます。

○岩田委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

この資料要求をされていた岩佐委員、どうでしょう。（発言する者あり）いえ、いえ。

岩佐委員。

○岩佐委員 このオープンスペースについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、これも一応遊び場として、遊べるよねということで多分ご提供いただいていると思うんですけども、実際にちょっとこれ、この地図だけでは、この地図の中で、本当にこのオープンスペースとしてちゃんと活用されているスペースなのか、本当に単に位置づけ上のオープンスペース。まあ、オープンスペースという言葉自体が、ちょっとこれ、曖昧なので、まず、ちょっと、オープンスペースの種類とか法的な位置づけというのをちょっとご説明、最初に頂けますか。

○神原道路公園課長 はい。オープンスペースの位置づけということですので、環境まちづくり部のほうからご説明させていただきたいと思います。

オープンスペースといってもいろいろ種類がございます、総合設計制度に基づく公開空地であったり、あとは地区計画で位置づけられる都市施設、地区施設としての広場、歩道状空地というものもございます。で、具体的な利用につきましては、なかなか、おっしゃられるように遊び場として活用されている部分、一部ございますが、少ない状況なのかなと認識してございます。

○岩佐委員 特に、歩道状空地という、これ、ほぼ歩道なわけですし、場所にもよるんですけども、ほぼ歩道としてといいますか、滞留することはあまり想定されていない、移動することにちょっと重きを置いている広場というのは結構区内で多いと思うんですよ。で、この中で、本当に子どもがちゃんと遊べる、遊べるということができている公開空地というのがどれくらいあるのかというのは、ちょっとこの地図だと、もうちょっと少なくなると思うんですけども、そこは、区としては、もしこの遊び場として、公開空地、オープンスペースということも一応出させていただきたいということを出していただいたんですけども、どれくらいのオープンスペース、公開空地が、ここは遊び場として使えるよねということを区が把握しているんでしょうか。そこは分かりますか。この地図ではちょっと、こんな多くないだろうと、ちょっと私の実感なんですけれども。

○神原道路公園課長 はい。岩佐委員ご指摘のとおりでございます、この中で、遊び場として利用されているところというのは本当に一部だというふうに認識してございまして、先般11月の24日でございますが、淡路公園に隣接するワテラスのほうの公開空地と一体的な活用というものがなされております。これは、移動式の遊び場全国ネットワークというのがございまして、そちらがワテラスのほうに赴きまして、公園側で放課後ワテラスキッズということを行っておりまして、移動式の遊び場として、昔遊びの独楽ですとか積み木、あとは射的など遊べるものを用意して、公園側で遊べるようにして、で、公開空地

側のほうでは、ステージのキッチンカーですとか、あと、出展ブースを出して、そういった公開空地と公園で、遊びとか役割を分担しながら活用してというような事例はございますので、そういった、広く空間が取れる、公開空地とも隣接しているところに関しましては今後、そういった利用に関する可能性というものがあるのかなというふうには考えております。

○岩佐委員 プレーパークですよね。これは本会議場でも答弁いただいています、要は遊び場がないよねという指摘に対しては、公開空地も活用して、プレーパークなんかもやっていますというご答弁を頂いているわけですよ。じゃあ、逆を言えば、何月何日に1回やりましたということではなくて、この地図の中でそのプレーパーク的なものを、どれだけの空地でできるのかとか、それを、まあ、計画的に、神田、麴町だ、富士見だというふうに、時期もあれも決めてできるのかということ、1年に1回、ワテラスで1回やりましたからこれでプレーパークだけではなくて、むしろこれは広くやっていますよというご答弁だったと思いますので、ぜひ、ここは進めていただきたいと思っていますけれども、ちょっとそこが、この地図からだが見えないので、どの、どの公開空地でこういうことができるというのはもうちょっと絞ったほうがいいと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 すみません、今日、出席理事者の中に、そういったところも含めた形での担当課長が在籍していないところがあるので、私のほうから、なかなか道路公園課長だと厳しいところもありますので、ご答弁差し上げます。

今回は、将来的な可能性も含めて、資源という意味合いの中で、もう、かなり前から岩佐委員ご指摘されているように、公開空地、それはもう、本当に公開、公に開かれているというだけで使われていないという課題感があったのかなと思うんですけども、その辺りを、まあ、ある種、こう、先ほど道路公園課長が申し上げたとおり、総合設計、地区計画の地区施設に限らず、プロットしております。ただ、もしかして、今回の資料要求の趣旨が、そういった中で具体的に遊び場として活用可能なものというようなご趣旨であったとすると、もう少し精査するというところでございます。で、道路公園課長が挙げまして、かなり限定的ではあるんですが、要は、そこをマネジメントする主体がありやなしかが主なキーポイントになっていて、ワテラスではワテラスのエリアマネジメントがあり、あと展開されているのは神田スクエア、旧東京電機大学跡。そういった中でも一定程度定期的に取り組みられているような事例もあり、それから、大手町等や丸の内等でも、ストリートパークというような中で、ミニチュアだったり、道路だったりというところで展開されている。それは大丸有エリアマネジメントがありとかですね、というところになっていますので、そういうマネジメント主体、場とマネジメント主体が整っている中でこういったところが可能なのかというようなことについて、もう一段、今、今日のご指摘を精査して、今後、資料等でご説明をさせていただきたいというふうに思っています。

あと、一方、逆に、公開空地に位置づけられていない、これ、番町の庭とかは入っていないんだよね。（発言する者あり）公開空地に位置づけられていないようなところの中でも、マネジメントがされる中で遊び場として活用されている、番町の庭とか番町の森とかもありますので、その辺も含めて、一定程度定期的に活用されているもの、それから、まあ、何というかね、年に何回とか月に何回とかというレベルで活用されているもの、その

辺、我々の把握可能な範囲でまた再整理をして、今後ご提示をさせていただければなというふうに思っています。（発言する者あり）

○岩田委員長 春山委員。

○春山委員 岩佐委員のに関連になるんですけども、一つは、この2ページ目の資料と、まあ1ページもそうなんですけど、この公園、児童遊園、広場の配置のこの土地ごとの、土地利用の特性というものをどういうふうに分析して、どういうふうに課題意識を持っているのか、もう少し明確にさせていただきたいなと思います。この地図を見てすぐ分かるのは、神田地域と飯田橋と番町、麴町というのは、やっぱり、もともとの土地利用の特性と現状使える空間というものが全く性格が異なる中、それぞれの地域特性、土地利用に合わせて、ここのエリアの課題はこういうふうに解決して、この既存ストックをこういうふうに使っていくということがもう少し明確に分析なり、将来像を描いていただきたいなと思っています。その辺についてどうお考えかというのが1点目で。

二つ目は、先ほどからお話に出ている公開空地なんですけれども、今お話のあったワテラスだとか錦町とかは、もともとその開発のときにエリアマネジメントが並行してつくられていて、公開空地をこういうふうにするというのでエリアマネジメントの中で運用指針みたいなのが出ている中、そうではなく開発されていく公開空地。これは代表質問でも何度かご質問させていただいているんですけども、特に住居系の公開空地に商業業務地じゃないものに関しては、結局は公開空地は、今の条例では使えない状態になっていて、その辺、千代田区としてどういうふうに改善していくお考えがあるのかなというふうに思っています。

先週、大妻の三つのゼミが協働して、大妻の前の道路をマルシェで子どもたちが遊べる空間にして、すごい大にぎわいでした。そこと連続した各地を使うというのが最初のプランだったんですけど、やはり条例なりいろいろなことでエリアマネジメントがないと、その公開空地は結局使えなかったということもあって、今後、その既存ストックの使い方と今の制度的な課題みたいなものを含めてもう少し議論して、考えていく必要があるかなと思うんで、その辺についてどうお考えですか。

○神原道路公園課長 前段の部分で、地域特性と土地利用ということで、これは常任委員会のほうでもいろいろとご指摘いただいていたところなのかなと思っています。昨年より、公園、児童遊園等の整備方針の改定に向けて、いろいろな調査を様々やっているとごさいます。地域特性等、特に麴町地域については、公園といったパブリックスペースとしては、神田地域に比べて非常に広い部分が多いのかなという中で、神田地域に際しては、小規模な公園、児童遊園というものが点在してあるという中で、それをどういった地域のまとまりの中で役割分担して活用していくか、あるいは今回の本会議のほうでもご質問いただいているように、道路と一体的な活用というのも踏まえて、公共空間をどのように使っていくかというようなところの検討というものが併せて必要なのかなというふうな認識を持っています。

いずれにいたしましても、そういった民間、公共空間といったものを、ある程度地域として一定規模のエリアとしながら、活用の仕方というものを、ここを検討するというのが一つの課題だと思っています。それにつきましては、やはりどうしても地域の理解ですか、それを運営する主体といったものについても並行して検討が必要だと思っています。

ますので、これにつきましては、環境まちづくり部の中でウォークブルの取組もやってございまして、連携していきたいというふうに考えているところでございます。

後段の部分のエリアマネジメントのところにつきましては、なかなか、ちょっと私の道路公園課の所管としてお答えづらいところはございますので、これについても持ち帰らせていただいて、共有の課題ということでさせていただきたいというふうに考えております。○岩田委員長 制度的課題のところ、こういう問題点があって、こういうふうに解決するみたいな、そういうのはどうでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。これを、すみません、事前に議論の展開を踏まえて、出席理事者で調整しておけばよかったかなと反省しておりますけれども、ちょうどたまたま、今日、所管の課長が出席していない、私のほうでご答弁申し上げますけれども、春山委員ご指摘のとおり、総合設計の公開空地は、もちろん文字どおり公開しておくことが主目的で、遊び場になることで公開されないというような、そういう趣旨の中で、様々な活用に一定の制限があるかなと思います。それをクリアするためには、マネジメントする団体、エリアマネジメント団体とかしゃれ街に基づいた団体というようなことになっておりますので、我々としてはそういう団体を、既成市街地の中でも、機運があれば、つくって支援していく。あるいは、しゃれ街団体とかでも、ただ単にイベントをやるとか公開空地の管理をすることだけではなくて、子どもの遊び場という観点から何かできないですかねという形で相談してみるとか、そういった現行制度の中で運用可能なものについては引き続き追求をしていきたいと思っておりますし、エリアマネジメント団体を支援する仕組みから考えていかなければならないところについては、本会議でもご答弁申し上げたかなと思うんですけれども、来年度にかけて、少し検討を深めていきたいというふうに考えています。

○岩田委員長 いいですか。ほかに。

○岩佐委員 今日は理事者の方もいらっしゃらないということで、ただ、ちょっと、せっかくこれ、資料を出していただいたことですし、この子どもの遊び場ということで、このオープンスペースを資源として、もっとしっかり活用していく方向性を詰めていくには、もう少し、この使い方ですとか条件ということを整理していかなきゃいけないと思うんですね。ぜひ、ちょっと、こちらの委員会でも引き続き理事者の方もちょっと出席もご調整いただいて、もう少し詰めていきたいなと思うので、そこは、委員長、お願いします。

で、これもそのときでいいんですけれども、一応、その活用の仕方として、前々から私も申し上げているオープンスペースの利用時の、まあ、事故とかが何かあったときのための危険負担というんですかね。ここで責任を取りたくないからあまり広く使わせたくないという、何か事故とか、ね、けが人が出たりしたとき、あるいは故障などがあったときに誰が賠償するのかということに関して、一定程度何か保障してあげることで、いわゆるボランティア保険みたいな形での保障をすることで、プレーパークみたいなことも、もっと広がると思うんですよ。なので、それを、使い方の中の一つとして、区がある程度ちょっと保障してあげるような方向で検討できるんじゃないかとは思いますが、そういった検討も含めて、ちょっとどこでやればいいのか。次、もし出席される方が答えてくださるのであれば、ぜひ積極的に議論できればと思うんですけど、いかがですかね。

○印出井環境まちづくり部長 はい。（発言する者あり）ああ、そうか。何か、いいです

か。

環境まちづくり部長です。

○岩田委員長 環境まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 はい。その点についても、岩佐委員のほうからも数年前からご指摘を受けていまして、今ご質問の中にもありましたけれども、何がしかのマネジメントがされていて、プレーパーク的な事業をイベントに準ずるような取組があるとすると、その中における事故というのは、逆に、そのイベント的な保険等の中で補われるというようなことがあるのかなと思っています。そうではなくて、日常的に、公園とか公開空地がシームレスに使われているような場合に、ちょっとした何かトラブルがあったところについては、全くそのイベントが展開されているわけではないので、公開空地部分については、なかなか、いろいろ我々も、そういった課題があるよねということについては認識していたんですけども、解決策が見当たらないと。だから、やはり、何がしかのマネジメントをかませることでできないかというのが、今のところの到達点になっています。

そのあたりについても、エリアマネジメント活動のガイドライン等の中での議論があったりしておりますので、今後、ただ日常的な使い方の中でのリスク管理についてはどういうふうに検討しているかについては、担当も交えて、ご参加のご指示を頂いて、検討の達成などを報告させていただく機会があればなというふうに思っています。

○岩佐委員 分かりました。

○岩田委員長 分かりました。ありがとうございます。

岩佐委員の理事者出席の件は、正副でちょっと話し合っただけで決めたと思います。あとは、先ほどのオープンスペースでの事故があったときの賠償について、それは、結局は当事者同士のことになると思うんですけども、区の、何だ、そのオープンスペースというふうな定義づけのところでやった場合に、どこまで区が責任を負わなきゃならないのかなというのはあるんですけど、そこで人が警備員的な方がいて、立っていたとしても、これは、区はどこまで責任を負わなければならない感じなんじゃないかな。

○神原道路公園課長 それは、かなり幅広いといいますか様々でございまして、例えば道路上でつまずくというようなところであっても、道路に、仮に陥没箇所があったりすれば、それは区の責任というのは大きくなってきますし、何もなくて転べば、当然、歩行者の方には安全確認の義務がありますので、区のほうの責任は軽くなるということで、そのケースによって様々あるのかなというふうなふうに認識してございます。

○岩田委員長 はい。こう、お互いに遊んでいて、けが、例えばぶつかったとかそういうのがあった場合に、それはもちろん当事者同士ですけども、そこまで区は責任を負わなきゃならないもんですか。

○神原道路公園課長 公共の場で当事者同士がぶつかるですとか、例えば原則禁止しているボール遊びでボールを当ててしまうというような事故があった場合は、やはりその当事者同士で解決していただくというのが原則になってくるかなと、区の介入はないというふうに認識してございます。

○岩田委員長 ありがとうございます。じゃあ、まあ、ちょっと言い方が乱暴かもしれないんですけども、必要以上に何か区がおびえる必要はないというか、という言い方は変ですけども、そこまで神経質になる必要はない。それは、先ほどの、道路に何か、何かしら

の瑕疵があって、つまずいたところはもちろんそれは区の責任ですけども、当事者同士で遊んでいた場合にけがをしたというのを、そこまで、幾ら区の、何だ、その、施設というか、場所だからといって、そこまで責任を負うわけではないという感じでよろしいですよ

ね。
○神原道路公園課長 はい。施設管理者として、我々は安全・安心に、そういう施設を管理していくという立場でございまして、やはり当事者同士の事故に関しては、法的には区の責任はないというふうに認識してございますが、やはり、その場所を皆様に安心して遊べるように提供していくというような義務があると思いますので、そこについては我々としてもしっかりやっていかなければいけないのかなというふうに考えております。

○岩田委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 いいですか。はい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 それでは、これで終了しちゃっていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。それでは、あ——はい。それでは、子どもの遊び場・校庭開放実施箇所について質疑を終了いたします。

ただ、先ほど資料で、どこだ、ちょっと、部長から、もうちょっとこれは資料として精査する必要があるよねというようなお話もありましたので、それは、今後、ちょっといろいろ相談をして出していただければなというふうに考えております。はい。これで質疑を終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わります。

次に、日程2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。

では、執行機関から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。

最後に、日程3、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども、当委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩田委員長 はい。では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、公共施設調査・整備特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時55分閉会